

市議会だより

■発行/鈴鹿市議会 ■編集/鈴鹿市議会広報広聴委員会

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 TEL.059-382-7600 <http://www.city.suzuka.lg.jp/gikai>



平成23年4月14日鈴鹿市において東海市議会議員会定期総会が行われ
東海4県の正副議長が一堂に会しました。(於 鈴鹿サーキット)

3月定例会のあらまし

3月定例会は、2月24日から3月24日までの29日間の日程で開催されました。本定例会では、初日の2月24日に議員発議案第1号「すずかの地産地消推進条例の制定について」を上程し同日全会一致で可決しました(詳細は2~3ページ参照)。また、平成23年度鈴鹿市一般会計予算についてなど議案29件が市長から提出されました。議案質疑、各委員会での審査の後、閉会日には、討論及び採決が行われました。また、先の大震災に対して議員発議による決議案を提出し、それぞれ原案のとおり可決しました。また、請願第2号の「所得税法第56条の見直しを求める請願書」が総務委員会で審査されましたが、賛成少数で不採択となりました。(議決一覧については5ページに記載)

主な内容

すずかの地産地消推進条例の制定について…	2~3P
委員会審査状況…	4~5P
3月定例会議決一覧…	5P
東北関東大震災への救援に関する決議…	6P
一般質問…	7~11P
議会の動き…	12P
5・6月の会議日程…	12P

議員からの寄付は禁止されています

議員(候補者を含む)が、親睦旅行会・会合・お祭り・運動会等の行事に、寄付や差し入れなどをしたり、祝い金(出産・新築等)や贈り物をすることは、公職選挙法等により罰則をもって禁止されています。また、要求した人や受け取った人も同様に罰せられます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

全議員の提案による条例

すずかの地産地消推進条例を 全会一致で可決しました。



条例制定までの経緯

近年、食の安全性に対する社会的な関心が高まるなか、平成20年、有志議員によって「鈴鹿の農林水産業を考える議員の会」が結成されました。「鈴鹿の農林水産業を考える議員の会」は、鈴鹿市の農林水産業の現状等について、行政担当者や農林水産業の関係者等から聞き取りを行い、鈴鹿市の学校給食に、地元産の野菜の使用割合が少ない(金額ベースで約26.3%程度)ということを確認しました。

地元で生産された野菜なのに、なぜ、鈴鹿市の子どもたちが食べる学校給食に、これほど少ししか使われていないのか。また、思うように使うことができないのか。そのような思いから、地産地消と食育についての重要性をさらに調査研究することとなり、食育の先進地の事例を勉強したり、施策の具現化の方法としての条例づくりを研究するため、大学講師を招いての勉強会等も実施しました。

こうして、「鈴鹿の農林水産業を考える議員の会」の思いの詰まった条例案を作成していきました。

最初にできあがった条例案は、地産地消と食育の推進の両方を盛り込んだ内容となりました。この条例案は、市議会議員全員で議論して、より良いものにしてもらおうとの考え方から、鈴鹿市議会全員協議会で行われる議員間討議の議題として提出されました。平成22年7月15日の全員協議会で討議された条例案については、各議員からさまざまな意見が出されました。その意見は、肯定的な意見から厳しい意見まで幅広いものでした。

しかしながら、各議員から出された意見は、条例案をより良くしようとするため、熱意のある意見が多く出されていました。この出された意見を踏まえ、「鈴鹿の農林水産業を考える議員の会」では、条例案を大きく見直すこととしました。まず、地産地消と食育の両方を盛り込んでいたため、目的がはっきりとしなかった条文を、地産地消に絞り込み、その推進にあたっては、国が定める食育基本法の施策との整合性を図っていくこととして位置付け、目的を明確化していきました。さらに、行政の各部署の担当者との協議を重ね、条文の内容や法制的な面を整えていきました。

こうして、修正された条例案は「すずかの地産地消推進条例(案)」として、平成22年10月15日と11月15日の2回に渡る全員協議会の議員間討議に議題として出され、さらに踏み込んだ議論を重ねました。

この間には、もともと「鈴鹿の農林水産業を考える議員の会」のメンバーではなかった議員からも、法律的解釈の面でサポートがあったり、その他でも専門的な意見が出されたりと、どんどん条例づくりを取り巻く輪が広がっていきました。

また、「鈴鹿の農林水産業を考える議員の会」が市民や各方面の関係団体等を訪問して、アンケートを実施するなどして、アンケート結果も条文に活かそうとする動きもありました。



このようなプロセスを踏まえできあがった条例案は、平成23年1月14日の全員協議会の議員間討議に議題として提出され、軽微な修正点は残りながらも、その内容について、すべての議員での合意形成に至ることとなりました。

そして、平成23年2月15日の全員協議会で、出席議員の全員が原案について承認し、3月議会の初日である、平成23年2月24日に上程された議案は全会一致で可決されることとなりました。こうしてできあがった「すずかの地産地消推進条例」の条文は次ページのとおりです。なお、条例の逐条解説は鈴鹿市議会ホームページに掲載していますのでご覧ください。

すずかの地産地消推進条例

鈴鹿市は、自然に恵まれ、海の幸や大地の恵みが市民の命を育んでいるまちです。鈴鹿山脈からの清らかな水と豊富な地下水は、農業や畜産を支え、伊勢湾の豊かな漁場を保つ大切な役割を担っています。このような自然環境のもとで生産される食材が生産者の顔の見える形で届けられることは、私たちに安心できる食生活と、心と体の健康をもたらします。私たちにはこの豊かな恵みを財産として次世代へとつなぐ責務があります。そのために、私たちは食の持つ意味を考え自ら学び行動します。子どもたちには自然や生産者と触れ合う地産地消を通して命と食の大切さを知る食育の推進を図ります。私たちは地産地消を自らの生活に取り入れる努力を行い、生産者、消費者、事業者及び市の役割を明確にし、相互に協力して地産地消の推進を図り、もって市民の健康的な生活に資するため、ここに「すずかの地産地消推進条例」を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、鈴鹿市における地産地消の推進に関する基本理念を定め、生産者、消費者、事業者及び市の役割を明らかにし、安全で安心な農林水産物等の生産及び供給の推進を図ることにより、持続可能な農林水産業を育成し、もって市民の健康的な生活に資することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところとします。

- (1) 市民 鈴鹿市に暮らす人のほか、鈴鹿市にかかわるすべての個人をいいます。
- (2) 農林水産物等 農産物、畜産物、林産物及び水揚げされた水産物並びにこれらを加工した食品をいいます。
- (3) 地産地消 身近な地域で生産された農林水産物等を市内で消費することをいいます。
- (4) 食育 豊かな人間性を育み、生きる力、食に関する知識及び食を選ぶ力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいいます。
- (5) 生産者 市内で農林水産物等(加工した食品を除く。第5条において同じ。)を生産する者をいいます。
- (6) 消費者 市内で農林水産物等を消費する者をいいます。
- (7) 事業者 市内で食品の製造、加工、流通若しくは販売又は飲食の提供を業として行う者をいいます。

(基本理念)

第3条 生産者、消費者、事業者及び市は、本市の農林水産物等及び食の安全性等に関する情報を積極的に交換し、相互に協力しながら地産地消を推進するものとします。

(市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、生産者、消費者及び事業者と連携し、地産地消の推進に関する施策を実施するものとします。

(生産者の役割)

第5条 生産者は、自ら生産する農林水産物等が市民の健康を支えていることを認識し、農林水産物等の安全性の確保を図り、適切な情報の提供に努めます。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、農林水産物等の生産、流通、消費等に関心を持ち、身近な地域で生産された農林水産物等を食生活に積極的に取り入れるよう努めます。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、安全で新鮮な身近な地域の農林水産物等を積極的に取り扱い、生産者と消費者をつなぐ役割を認識して地産地消の推進に努めます。

(食育との整合)

第8条 市は、地産地消の推進に当たっては、食育基本法(平成17年法律第63号)に定める食育に関する基本的施策と整合を図りながら、効果的に実施するものとします。

(推進計画)

第9条 市は、地産地消を計画的に推進するため、地産地消推進計画を策定するものとします。

(推進体制)

第10条 市は、地産地消を推進するために生産者、消費者、事業者、関係行政機関の職員等で構成する推進体制の整備を行うものとします。

(財政支援)

第11条 市は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の支援に努めます。

(見直し)

第12条 この条例は、施行後4年を超えない期間ごとに、必要な場合は見直すこととします。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。

常任委員会審査状況

3月定例会に上程された議案と請願を各委員会に付託して審査を行いました。3月10日と22日には予算決算委員会を、14日には文教福祉・建設水道委員会と各分科会を、15日には総務・生活産業委員会と各分科会を開催しました。各委員会の審査状況は以下のとおりです。

総務委員会 (総務分科会)

議案第1号ほか5件の議案及び請願第2号を審査した。議案第1号は、

臨時財政対策債の増加や財政調整基金の取り崩し等を行うが、財政規模を見直す考えはなかったのか。その他、コミュニティFMについてやシティセールス大使について、庁舎の一般管理費、職員共済組合への補助金に対する考え方等について質疑があった。議案第13号は、今後の消防職員の増員計画等について尋ねる質疑があった。議案第25号は、市民税の納税者の見込み数の減少についてや法人分の増収についての質疑があった。その他議案第3号、議案第14号、議案第15号を含めた全6議案とも採決の結果、全会一致で原案を可決した。請願第2号は、憲法上の解釈や判例、諸外国の状況等について執行部に確認する質疑があり、各委員の意見として、青色申告の制度があり、現行法の制度下での運用で問題がない。最高裁の判例が出ていることから、この請願文をそのまま採択することは難しい。所轄の税務署でも、所得税法第56条について、異議申し立てがないという現状を踏まえると、今回の請願には賛同できないという考え方が出され、一方で、原則として白色申告の中で、どのような制度にしていこうかということが大切と考え、小規模で収益が少ない事業者に対しては、配偶者等の収益を認める方向で見直すべきであるという意見も出されたが、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決定した。

文教福祉委員会 (文教福祉分科会)

議案第1号ほか11件を審査した。議案第1号は、

学校図書館巡回指導費の在り方や、外国人児童生徒サポート事業費・不登校児童生徒支援事業費・心のサポーター配置事業費などの学校の態勢、特別支援教育・就学援助費については多様な対応の必要性、小中学校の教職員へのパソコンの配置状況、佐佐木信綱記念館の事業費、一般文化財保護事業費、シティマラソン開催費、公民館費の管理運営についての質疑。図書購入費については全域サービス計画を策定をすべきであるとの意見。また、敬老の日記念品費、老人福祉施設建設費補助、私立保育所施設整備費補助、子ども手当についてを問う質疑、乳幼児医療費の対象者拡大はいかがか、各種がん検診費は医療費削減という効果のためもっと啓発すべきとの意見があった。議案第2号は、当初予算より繰入金を盛り込むべきあるとの意見。議案第16号は、具体的な変更点を問う質疑。議案第17号は、災害見舞金対象者の改正点などの質疑、見舞金の額をもっと増やすべきではないかとの意見。議案第19号は、児童デイサービス事業の利用状況を問う質疑。議案第20号は、規定内容を問う質疑。議案第25号は、公民館費の施設整備費、地域密着型サービス拠点施設整備費補助、私立保育所特別保育補助などの質疑。議案第26号は、収納率向上の為、税率を緩和する等の策をすべきであるとの意見があった。その他議案第6号、議案第9号、議案第10号、議案第29号を含めた全12議案とも採決の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定した。

生活産業委員会 (生活産業分科会)

議案第1号ほか8件を審査した。議案第1号では、

防犯灯設置費補助の実績と今後の見通し、防災無線の年間電波使用料、災害対策として気象情報等を得るための委託金額、耐震化の進捗状況、ごみ収集の委託業者数を、鳥獣被害対策費の詳しい内訳、農業者戸別所得補償制度の申請件数、観光施策として市民の語り部の養成を行っているかなどを尋ねる質疑があった。議案第5号は、未収分が一般会計予算から繰入れられていることについて、未収分の今後の処理を尋ねる質疑等があった。議案第8号は、残り何地区で施設整備が完了するのかを尋ねる質疑等があった。議案第12号は、見た目だけでは暴力団員と判断できないのではないかと、マニュアルを作成するのか等を尋ねる質疑や、きちんと対応ができるよう職員にしっかりと研修を行うようにとの意見があった。議案第18号は、集積所に置いてある物の所有権について、罰金を科す根拠、市民への周知方法を尋ねる質疑等があった。議案第25号は、神戸コミュニティセンターのトイレを男女別々にすべきではないか、清掃センターの電算機更新について詳しい内容や、鈴鹿駅にエレベーターを設置しないのかを尋ねる質疑等があった。議案第28号は、工事違約金は間違いなく返ってくるのかを尋ねる質疑等があった。その他議案第4号、議案第21号を含めた全9議案とも採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

建設水道委員会 (建設水道分科会)

議案第1号ほか7件を審査した。新年度予算議案である議案第1号では

地籍調査の進捗状況や今後の事業の進め方を尋ねる質疑、道路反射鏡等設置事業費の内容や要望件数、今回の予算で要望件数を解消できるのかどうかを尋ねる質疑、歩行者空間(グリーン帯)での色の濃さに規定があるかや工事単価を尋ねる質疑、防災公園街区整備事業費の内訳を尋ねる質疑、市営住宅の退去者敷金還付金の内容を尋ねる質疑、市営住宅の住み替えの進捗状況や低階層のバリアフリー化の内容と1戸当たりの予算を尋ねる質疑等があった。議案第7号では納期前納付報奨金を今後どうするのかを尋ねる質疑があった。議案第22号では今後地域住民に対して説明会の実施予定はあるのかや市の方から計画内容を説明するように指導するのかを尋ねる質疑、施設の整備計画に対して鈴鹿亀山地区広域連合と連携を考えているのかを尋ねる質疑、売却地周辺の地価を尋ねる質疑、施設の建設は売却後10年以内かどうかを尋ねる質疑、売却後の市の窓口はどこになるのかを尋ねる質疑があった。その他の議案第11号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第27号を含めた全8議案とも採決の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定した。

予算決算委員会

議案第1号から議案第11号と、議案第25号から議案第29号までの計16件の予算議案について付託され、3月10日に当委員会を開き、各分科会を設置し分担送付して審査することと決定し、14日に文教福祉・建設水道、15日に総務・生活産業の各分科会を開いて審査を行った。22日に当委員会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けた。審査報告に対して、建設水道分科会での議案第1号の審査に関し、防災公園街区整備事業費の削減について、また、事業期間の中で、どのように使っていくのかの議論がなされたのか、という質疑があった。また、生活産業分科会での議案第1号の審査に関し、災害対策費における防災計画費の内容について、また、さきの東北・関東の災害後ということで、予算の中から鈴鹿市としてどのような取り組みをするのかの議論がなされたのか、という質疑があった。討論では、議案第1号について、予算の厳しい状況ではあるが、災害対策など、一日でも早い執行を求める賛成の意見があった。採決の結果、議案第2号から第11号までの10議案、及び議案第26号から第29号までの4議案の14件は全会一致で、残りの議案第1号及び第25号は賛成多数で、付託された議案のすべてが原案のとおり可決すべきものと決定した。

議決一覧表(3月定例会)

議案番号	件名	議決内容	
議案第1号	平成23年度鈴鹿市一般会計予算	原案可決	賛成多数
議案第2号	平成23年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全会一致
議案第3号	平成23年度鈴鹿市土地取得事業特別会計予算	原案可決	全会一致
議案第4号	平成23年度鈴鹿市福祉資金貸付事業特別会計予算	原案可決	全会一致
議案第5号	平成23年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	原案可決	全会一致
議案第6号	平成23年度鈴鹿市老人保健特別会計予算	原案可決	全会一致
議案第7号	平成23年度鈴鹿市下水道事業特別会計予算	原案可決	全会一致
議案第8号	平成23年度鈴鹿市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決	全会一致
議案第9号	平成23年度鈴鹿市介護保険事業特別会計予算	原案可決	全会一致
議案第10号	平成23年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	全会一致
議案第11号	平成23年度鈴鹿市水道事業会計予算	原案可決	全会一致
議案第12号	鈴鹿市暴力団排除条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第13号	鈴鹿市職員定数条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第14号	鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第15号	鈴鹿市職員給与条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第16号	鈴鹿市民会館条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第17号	鈴鹿市災害見舞金条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第18号	鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第19号	鈴鹿市療育センター条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第20号	鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第21号	鈴鹿市火入れに関する条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第22号	財産の処分について	原案可決	全会一致
議案第23号	市道の廃止について	原案可決	全会一致
議案第24号	市道の認定について	原案可決	全会一致
議案第25号	平成22年度鈴鹿市一般会計補正予算(第4号)	原案可決	賛成多数
議案第26号	平成22年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	全会一致
議案第27号	平成22年度鈴鹿市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	全会一致
議案第28号	平成22年度鈴鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	全会一致
議案第29号	平成22年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決	全会一致
議員発議案第1号	すずかの地産地消推進条例の制定について	原案可決	全会一致
議員発議案第2号	東北関東大震災への救援に関する決議	原案可決	全会一致
請願番号	件名	議決内容	
請願第2号	所得税法第56条の見直しを求める請願書	不採択	賛成少数

東北関東大震災への救援に関する決議をしました。

鈴鹿市議会では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する大震災に対し、次の決議を議決しました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々には心からお見舞い申し上げます。また、早期の復興を祈念いたします。



東北関東大震災への救援に関する決議

平成23年3月11日14時46分頃、マグニチュード9.0という世界最大級の東北地方太平洋沖地震が発生した。巨大地震とそれに伴う最大で10メートルを超える津波は、多数の尊い人命と住宅などの貴重な財産を奪い去り、電気、ガス、水道や交通網等のライフラインを一瞬にして崩壊させた。

地震から約二週間経った現在も、被災地では多数の住民が苦難な生活を強いられており、亡くなった方々や安否が確認できない住民も2万人以上に達するなど、甚大な被害の全容はいまだ明らかにならない状況である。

一方で、福島県の原子力発電所においても、想定を上回る被害を受けたことにより、放射性物質の漏れによる危機的な事故が発生し、広範囲にわたる周辺住民が避難することを余儀なくされている。この、国内では前例をみない原子力発電所の重大事故により、周辺地域の住民は放射性物質の汚染に対する恐怖におののき、全国民も大きな不安を抱いている。まさに未曾有の大災害である。

ここに、本市議会は、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、いまだに行方不明の方々の一刻も早い安否確認を切望し、被災者の方々には心からお見舞い申し上げます。

この未曾有の大災害に当たり、本市議会は、被災者の救済及び被災地の復興に対してできる限りの救援を行うことを誓う。また、政府に対しては、被災者救済及び被災地復旧に、財政支援や立法的な措置を含め、迅速かつ的確な施策を講じるとともに、原子力発電所の事故による被害を最小限にとどめ、国民の不安を早急に解消するよう強く求める。

以上、決議する。

平成23年3月24日
鈴鹿市議会

鈴鹿市議会のホームページをリニューアルしました！

鈴鹿市議会の活動を皆様によりご理解頂くために、新たな出来事をお知らせするためのトピックスページや政務調査費(政務調査費収支報告書(前年度分掲載))ページ、また、小中学生の皆さんにも市議会の活動を理解頂けるような市議会こどもページを増設しました。会議録の検索ページについては、これまでの本会議の会議録に加え、各種委員会・全員協議会についても検索ができるようになりましたので、是非ご活用ください。



(ただし、閲覧ができるようになるまでには各種委員会等が終了してから2か月程度要しますのでご了承願います。)



市政研究会 市川 哲夫 議員

- 1 鈴鹿市のご当地グルメについて
- 2 鈴鹿市の緑について
- 3 清掃センターの焼却灰について

質問1 米どころである本市の食料自給率を上げるには、米粉の活用が重要であるが、米粉用米の取り組みの現状はどうか。地元産品を活かしたご当地グルメづくりに対する市の取り組み状況はどうか。

答弁1 本市産業の振興と活性化を図るために、米を始めとする一次産品の生産、加工、流通販売が促進されるよう、民間が行う地元食材を活用したご当地グルメの創出、普及活動に対し、関係団体と連携し支援を行いたい。

質問2 かつての里山が竹林になってしまっているな

ど荒れた里山が多い。里山保全に関する市の基本的な考え方や対応はどうか。

答弁2 植生をはじめとする自然環境の把握に努め里山の保全に関する啓発事業を実施している。今後は、NPOや市民団体と連携、協働し、里山の保全に関する事業を進めたい。

質問3 契約事務等の現在の進捗状況は。

答弁3 焼却灰の処理見込みは、主灰が年間2,900t、準飛灰が年間3,100t、混合灰が年間1,500t程度を予定。主灰は津久見市へ、準飛灰は大牟田市へ、混合灰は伊賀市で運搬処理するが、処理費と運搬費を含めた契約額はそれぞれトン当たり、36,750円、47,775円、30,450円である。ただし、混合灰はトン当たり1,000円の環境保全負担金が別途必要である。



公明党 伊藤 寿一 議員

- 1 市営住宅について
- 2 不法投棄防止対策について
- 3 教育関係について
- 4 スポーツ振興について

質問1 ①市営住宅の戸数は適正か。②高齢者対策は。③団地管理や団地運営についての考え方は。

答弁1 ①老朽化の市営住宅は取壊し、新たな建設は行わず修繕等を実施。②改修や民間施設の誘致を検討。③管理は市直営が望ましいが、一部の業務は委託。運営は自治会と連携。

質問2 ①不法投棄の現状やパトロール車の成果は。②監視カメラの現状と効果、今後の取組みは。

答弁2 ①平成15年以降減少しているが、家電リサイ

クル法対象品が投棄されている。パトロールには早期発見と抑止効果がある。②不法投棄頻発箇所に23台設置し、効果が期待できる箇所に変更して設置。

質問3 ①薬物乱用防止対策は。②子ども議会の定例化は。③中学校のトイレ改修の現状は。④石薬師小学校の体育館の建設はいつか。

答弁3 ①道徳や特別活動などの時間を活用し指導。②意義深いものと考えており継続していきたい。③校舎の大規模改修工事を行う中、順次対応。④建物の老朽化度合いを勘案し、建替え時期を検討。

質問4 ①当市開催のスポーツ大会の後方支援は。②グラウンドゴルフ場等の整備の助成について。

答弁4 ①厳しい財政状況だが、状況に応じて支援。②助成は考えていないがスポーツ環境の整備は検討。



市政研究会 中村 浩 議員

- 1 北長太川の整備についてパート4

質問1 北長太川の樋門は平成18年1月10日から供用を開始したが、その後すぐにマイターゲートの脱落等で運転を取りやめ5年が経過している。設置費や修理費等に要した経費をあわせると総額5億2,700万円費やしているが現在も使用が不可能である。今後の対応はどうか。

答弁1 前回12月定例会で答弁したとおり、現在、支障となっている樋門の開閉時に発生する衝撃音を低減させるため、衝撃音そのものの発生を抑制する方法、

樋門の開閉頻度を低減させる方法等さまざまな方法について、安全性を確保することを前提として、今年度中に改善方法を決定するため、(財)三重県建設技術センター、施工業者等とともに、検討・協議している。その中には効果の確実性、経済性、実施期間等を考慮し、現在の金属製止圧板と水密ゴムを、特殊ゴム製に変更、改良する工法が最も適当であると考えている。衝撃音対策については、当面、新設樋門3門の内1門について施工することとし、経費の節減も図りたい。残る2門については、改善対策の効果を検証したうえで、メンテナンスの時期に併せて対応する。



北長太川の樋門



あくていぶ21 森 喜代造 議員

- 1 地上デジタル放送の対応について
 - (1)本市の取り組みについて
 - (2)一人暮らしの高齢者について
 - (3)テレビの不法投棄について
- 2 小学校外国語活動について
 - (1)これまでの取組みと課題について

質問1(1) 本市と小中学校、公共施設の普及率について、又市民に対しての周知はどう考えているのか。

答弁1(1) 普及率は三重県並みで90%を超え学校では全体の11%であり、新型テレビの交換は費用面から考えチューナーで対応する。公共施設は76%、又周知は市の広報誌やデジサポ三重で周知する。

質問1(2) 対応と支援策について。

答弁1(2) 地域包括支援センターの職員に説明をし周知する。市民税非課税世帯については国が無償給付し支援している。

質問1(3) 対策はどのように考えているのか。

答弁1(3) 廃棄物の法律により罰金刑があり、協議会と協力しながら不法投棄の防止に努めていきたい。

質問2(1) 実施に向けどのように準備したのか。又「英語ノート」の対応はどのように対応するのか。

答弁2(1) 平成23年度から小学校外国語活動が5・6年生で必修となる。指導には学級担任が当り、録音されたCDは全ての学校に配付した。教職員は英会話講座に参加し、2年間で719名が受講した。英語ノートは、平成21年度から5・6年生に配付をしてきたが、24年度以降は配付継続が困難なため市独自の教材として指導案集を完成させ支援したい。



あくていぶ21 伊藤 健司 議員

- 1 より広域な障がい福祉圏域におけるネットワーク作りについて
- 2 地域支え合い体制づくりについて

質問1 働きたいと願う障がいのある方に対する就労問題をより広域な圏域で強化支援できないのか。

答弁1 現在は障害者就業・生活支援センターで障がい者就労に関する支援を実施しているが、近隣の市町との情報交換は就労支援の面からも必要である。より広域な圏域での就労支援強化連絡会のような仕組みを作っていくことについては自立支援協議会等で検討していく。

質問2 三重県地域支え合い体制づくり事業を活用して本市独自の地域支え合いシステムができないのか。

また、訪問介護や訪問看護、在宅支援診療所等との緊密な連携下でのサービス提供や情報共有ネットワークの整備等の地域活動拠点整備ができないか。

答弁2 地域支え合い体制づくり事業は三重県の23年度予算案で4億円が計上されており、本市独自の地域支え合い活動の立ち上げ支援や地域活動拠点整備、人材育成への支援を検討し活用したい。また医療と福祉が連携し地域で暮らす高齢者等を支える仕組みづくりについては「鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議」を地域活動拠点整備として、三重県地域支え合い事業を活用できるよう、本年3月中旬に補助に関する申請手続きおよびヒアリングを受けて事業採択が決定されるよう三重県と調整を図りながら進めたいと考えている。



日本共産党 森川ヤスエ 議員

- 1 中学生まで医療費の無料化を
- 2 福祉医療窓口無料化の検討について
- 3 生活保護不正支給事件について

質問1 北勢地域には9市町があり、その中で今年中に小学校や中学校卒業まで、入院・通院とも子ども医療費無料を行なう自治体が6市町になる。いつも他市町に遅れているが、鈴鹿市でも早急に、中学校卒業まで医療費の無料化を実施すべきではないか。

答弁1 県内で平準化を図るよう、県の助成対象年齢の拡大を申し入れているところである。

質問2 福祉医療の窓口無料化を県がおこなうまで待つのではなく、市独自で委任払い制度などを検討し、実質無料化を図るべきではないか。

答弁2 市町によって窓口での支払い方法が異なる場合、市民や医療機関の混乱が予想される。市単独とするのではなく、県内で統一を図るほうが円滑に運営できるものであり、「福祉医療費助成制度改革検討会」等で検討しているところである。

質問3 職員共済組合は職員の福利厚生を目的として公費が投入されている。目的外流用であり、寄付金は共済組合に返還し、市民に迷惑をかけない方法で市長が責任を持って返還をすべきではないか。

答弁3 補助金は福利厚生関係費用に充てられており、補助金が特別積立金にはならない。職員の精神的な負担を軽減するため対応した。市長は平成21年度より給料を減額しており、任期満了時の退職手当については条例の規定により支給する予定である。



日本共産党 石田 秀三 議員

- 1 住宅リフォーム助成制度について
- 2 旧海軍格納庫の保存・活用について
- 3 国保税の引き下げについて

質問1 住宅リフォーム工事を地元の業者・職人に施工してもらった市民に対して、市が助成する制度は全国的に広がり、三重県でも伊勢市が始めるとのことである。鈴鹿市としても新年度の早い時期に制度をスタートさせることを求める。

答弁1 すでに実施している市町等への調査などを通じて、引き続き勉強してまいりたい。

質問2 旧電通学園跡地に残されていた旧鈴鹿海軍航空隊の格納庫3棟が解体されるが、うち1棟が再利用

できる形で残される。この「軍都・鈴鹿」の戦争遺跡をどうするのか、市民の会とNTT、そして市が話し合い、よい結論を出す努力をされたい。



旧海軍格納庫

答弁2 格納庫について、市としては「記録保存」で残していくとの姿勢であり、協議に入るのは難しいが、市民の会との対話は継続していきたい。

質問3 高すぎて払えない国保税を引き下げのために、赤字の国保会計に一般会計からの繰り入れを行なうことをルール化し、市民の負担を軽減されたい。

答弁3 当初予算からの繰り入れは難しいが、年度末の赤字の補填としての繰り入れは行なっている。



すずか倶楽部 中西 大輔 議員

- 1 公共交通について
- 2 まちづくり条例について
- 3 小児救急体制について

質問1 公共交通網整備方針の目指すまちの姿はどのようなものを想定しているか。また伊勢若松駅は市内西部への玄関口となる重要な位置にあるが、バリアフリー化が遅れている。早急に取り組むべきでは。

答弁1 牧田・白子・神戸で囲まれた中央エリアでは3つの拠点の交流を支える公共交通ネットワークの構築を、周辺エリアでは中央エリアに結節するための公共交通網の維持・活性化を、さらには小規模な交通需要に対応できる公共交通システムの構築をめざしている。また、伊勢若松駅のバリアフリー化は重要なことと認識してい

るが改修にあたっては施設管理者との協議をすすめていかなければいけない。

質問2 「みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会」の元市民委員に対し説明責任は果たしているか。

答弁2 市としての条例案を策定した後に元委員への説明を考えていたが、内容について慎重な検討を重ねることとなり、その機会を持つことができなかった。しかるべき時期に説明する予定である。

質問3 鈴鹿中央総合病院の小児救急体制が縮小された後の、市の取り組みは。

答弁3 応急診療所を医師会等の協力により充実させ、ゴールデンウィークや年末年始は二診体制で対応している。市民、医師会、行政などが集まり、話し合う場の設置に取り組む。



無所属クラブ 板倉 操 議員

- 1 鈴鹿市の現状をどのように考えるか
 - (1)市民の暮らしは緊急事態では
- 2 緊急に力を入れる点は何と思うか
 - (1)具体的な実行が必要なのでは

質問1(1) 改選を控え4年間を振り返ることは重要である。後半の2年間は「戦後最大の経済危機」と言われる事態で、財政上も恵まれた市として発展してきた鈴鹿市はリーマンショックで大打撃を受けた。その後一向に暮らしは良くなっていない。厳しくなっていくのではと思っている。市民の暮らしは緊急事態なのではないか。打つ手はないのか。

答弁1(1) 製造業中心として発展してきた本市はかつてないほど厳しい状況におかれてきた。市民生活

の根幹に関わる雇用の問題、生活や事業経営への不安等が市民の中に少なからずあることは十分認識している。その声を行政運営に取り入れ、できうる限りの施策を実施していきたい。

質問2(1) 中小企業も新たな事業展開に向けて進みだした事業主もいる。しかし銀行は貸し渋りをし、資金繰りは大変だ。市独自の融資制度等が必要である。また公共事業予算の増額で地域経済を支える市内企業を育成するためにも、予算の適正な履行に留意して、発注、調達等の対象を適切に分離、分割等をして業者の受注機会の増大となるしくみ作りも重要と思うがどうか。

答弁2(1) 国や県の資金支援を柱としてやってほしいと考える。公共事業についても公平と考えている。



緑風会 藪田啓介 議員

- 1 地球温暖化防止の取組みについて
 - (1) チームマイナス6%の活動について
 - (2) バイオディーゼル(植物由来燃料)の活用について
 - (3) 市民への啓発について

質問1(1) 市内における地球温暖化防止活動としてのチームマイナス6%の取り組みとレジ袋の有料化による実績はどうか。

答弁1(1) 環境省の温室効果ガス排出量6%削減を目標に鈴鹿市環境マネジメントシステムにより紙の削減のための電子決裁化、ノーカードの実施、冷暖房温度の適正化など全庁的に取り組んでいる。市内12事業者36店舗のレジ袋の有料化への協力により、開始から

28カ月で二酸化炭素1,902トン原油換算でドラム缶4,757本分の削減ができた。

質問1(2) バイオディーゼル燃料(植物由来化石代替燃料)の活用について。

答弁1(2) バイオディーゼル燃料は使用済みてんぷら油等を原料とした燃料で、本市の学校給食配送業者の三重執鬼株式会社、学校給食等の廃食油を回収、市内で製造し、学校給食の配送用車両燃料として使用しており、小学校副読本「のびゆく鈴鹿市」に掲載し環境教育に活用したい。

質問1(3) 市民活動、イベントなどにおける地球温暖化防止の啓発はどうか。

答弁1(3) 各種イベントなどへの積極的な参画を図り地球温暖化防止の広報に努めてゆく。



無所属クラブ 杉本 信之 議員

- 1 農林水産業の今後について
- 2 予防医療について

質問1 農の持つ豊かな自然環境は人々を癒し、命の本である食を提供している。それらを守っていくためにも、第1次産業の振興が大切と考える。現在の状況と今後の取り組みはどうか。又、鳥インフルエンザの対応はどうして行くのか。

答弁1 農林水産業は生命の源である「食」を生み出す産業であり、私たちの「命」を支えている。又、水源の涵養や美しい景観、伝統文化の継承、国土の保全、災害防止等の機能も有している。しかし従事者の減少や

高齢化が進み農地面積の減少や魚場環境の変化も起きている。お茶やサツキなどを各種イベントでPRしている。市内には26軒の養鶏農家があるが、卵は鈴鹿ブランドとして育成強化を図っている。又、鳥インフルエンザは原因は特定できていないが、消石灰の配付等を行い、県と連携しながら防除に努める。水産業では魚場環境の保全のために関係機関と連携して取り組む。

質問2 医療費の増加を防ぐためには、治療を中心とした医療から、予防へと転換する必要がある。ガンなどの病気にかかりにくい体を作ることが大切。

答弁2 ガン検診や予防接種、人間ドックへの参加を呼びかけているが、検診率は低いのが現状である。介護予防事業への参加を呼びかけたり、食の指導も行なっている。



公明党 池上 茂樹 議員

- 1 支えあう地域づくりについて
 - 買い物弱者の支援について —
- 2 支えあう社会づくりについて
 - (1) 地域貢献ポイント制度について

質問1(1) 食料品等、日常の買い物に困難な状況に置かれている買い物弱者の現状と対策は。

答弁1(1) 県が実施した中山間地域での買い物に関するアンケートを椿・庄内・深伊沢で行った。今後、買い物弱者の状況を把握するための参考としたい。

質問1(2) 高齢化が最も進んでいる地域をモデル地域として、アンケート調査を実施してはどうか。

答弁1(2) 本市の高齢者は38,475人。アンケート調査について、今後、検討していきたい。

質問1(3) 市内の商店や商工会に協力を求め、宅配可能な店と商品を掲載した冊子を作成して高齢者世帯に配付できないか。

答弁1(3) 県で地域密着型の商業連携に関する調査を実施しており、その結果を集約し検討したい。

質問1(4) 買い物弱者対策としてオンデマンド交通を運行する考えは。

答弁1(4) 交通不便地域における新しい交通システムのあり方について協議している。

質問2(1) 少しの支えを必要とする方に、在宅で元気なお年寄りが、手助けをするボランティア活動に対し、ポイントとして還元する、地域貢献ポイント制度の導入の考えは。

答弁2(1) 高齢であることから導入には慎重になる。



公明党 森しず子 議員

- 1 総合的な特別支援教育の推進について
 - (1) 新たな体制のもとでの取組について
 - (2) 保護者のニーズに対応した取組は
 - (3) 子ども家庭支援室の取組について

質問1(1) 平成22年4月、子ども家庭支援室が設置され0歳～18歳までの途切れのない支援体制が図られたが、新たな体制のもとでの取組の現状と課題は。

答弁1(1) 教育研究所と子ども家庭支援室との間で日常的に教育・福祉の両面から情報共有し、学校への相談や会議にも共に参加するようになった。課題は、個別の教育支援計画が進んでいないこと。教育環境の整備やサポート体制の確立、教員の資質向上も必要である。

質問1(2) 就学前の子どもの実情や保護者のニーズの把握と、今後の方向性は。

答弁1(2) 就学時健診等の際に就学指導委員会への相談を紹介するとともに、保護者を交えた個別の支援会議の開催に努めている。今後は、インクルーシブな教育環境づくりを目指すとともに、すべての子どもに共に支え合う力を育成する学力保障に努める。

質問1(3) 子ども家庭支援室と教育機関が連携した取組の現状と、虐待防止等の子育て支援の取組の課題と改善策は。

答弁1(3) 関係機関を交えた就学前の子どもの支援会議と巡回相談、療育の実施に努めている。虐待防止のネットワークづくりと、発達相談や親子療育の充実に努めていきたい。



政友会 今井俊郎 議員

- 1 民生委員・児童委員の職務負担について
 - (1) 民生委員・児童委員のなり手不足について
- 2 地域医療と在宅医療について
 - (1) 小児救急についての問題点と解決策は
 - (2) 在宅医療への考え方は

質問1(1) 昨年12月の改選で民生委員・児童委員の欠員が多く出ており、その原因として福祉事例の増大で仕事量が多く、多忙なことから後継者を見つけにくくなっている。職務の軽減を進めるなど改善しないと福祉の後退となるのでは。

答弁1(1) 欠員のある地区ではその後も引き続き各地区・自治会で民生委員・児童委員のなり手がご尽力いただいている。県内他市でも同じ状況であり、東

海市長会への要望議案として民生委員児童委員制度の見直しを提案したところで抜本的な見直しを厚生労働省まで要望が届く事を期待する。

質問2(1) 夜間の小児救急の受け先がない状態が続いているが早急に解決を。

答弁2(1) 平日・休日共夜間の小児救急の受け先が出来ない状況で、鈴鹿市医師会、二次救急医療機関と力を合わせ改善に向けた努力をしていく。

質問2(2) 高齢化の進む中で2次救急を支える行政、病院などと連携して在宅医療を促進してはどうか。

答弁2(2) 高齢化の中、有病率も上がり、在宅医療へのニーズが高まると予想する。「鈴鹿市地域包括在宅医療・ケアシステム運営会議」が鈴鹿市医師会を中心に発足し、本市も積極的に関わっていく。



政友会 佐久間浩治 議員

- 1 神戸中学校跡地活用について
- 2 市庁舎の電波障害宅の地デジ対策

質問1 道路及び公園を整備した残りの跡地について、今後どのような方法で売却するのか。

答弁1 既存の建物を全て取り壊した上で、道路整備と公園整備を行う計画である。残りの跡地については第2グラウンドも含め売却し、財源に充てる計画であり、2回にわたり神戸中学校区内の自治会長を対象に説明会を行った。今後の予定については、平成23年度予算案において既存建物の解体費用と埋蔵文化財の調査費用を計上しており、平成23年度中には更地の状態にしたい。その後、道路整備と公園整備が完了した後に

残地を売却するため、現時点では売却方法が確定していない。

質問2 障害の範囲、対象、対象者への周知と従来のアナログ放送受信障害対策者について。

答弁2 障害の範囲は本庁舎南西側約800メートル及び本庁舎北東側約50メートルの地域である。対象建物は現在27戸で、平成23年2月21日付け文書にて対策通知を送付した。対策内容としては、ケーブルネット鈴鹿の地上デジタルコースにて視聴対策を実施している。従来のアナログ放送受信障害対策者で地上デジタル放送受信障害区域外の方には、障害対策の終了を平成23年3月1日付けで、文書を送付し、地上デジタル放送の視聴方法について、いくつかの方法を案内した。

議会の動き(議長・副議長の公務等)

略称/各種会議名	各派/各派代表者会議	政調/政務調査費経理責任者会議
議運/議会運営委員会	全協/全員協議会	広報/議会広報広聴委員会

1月

- 4日 陸上競技世界選手権大会出場伊藤智也選手市長表敬訪問(議長)
- 5日 鈴鹿市消防出初式(正副議長・議員)
北勢公設地方卸売市場組合新年あいさつ会(関係議員)
- 6日 鈴鹿商工会議所新春賀詞交歓会(正副議長・議員)
- 7日 各派
- 9日 平成23年成人式(正副議長・議員)
- 14日 全協、政調、広報、議員研修会
常任委員会所管事務調査に関する市長への提言
- 21日 第141回三重県市議会議長会定期総会(正副議長)
- 24日 建設水道委員会
- 25日 生活産業委員会
- 26日 鈴鹿市水田農業推進協議会総会(議長)
- 31日 総務委員会

2月

- 1日 文教福祉委員会
- 7日 三泗鈴亀農業共済事務組合議会定例会(関係議員)
- 8日 各派
- 10日 東海市議会議長会支部長会議及び理事会(議長)
- 11日 鈴鹿市内特別支援学級連合卒業生を送る会(議長・議員)
- 12日 第22回すずか消費生活展(議長・議員)
- 15日 全協、政調、議会改革特別委員会
第4回美し国三重市町対抗駅伝鈴鹿市チーム結団式(議長)
- 16日 北勢5市の市長・正副議長懇談会(正副議長)
- 17日 各派、議運
- 18日 鈴鹿市体育協会新年会(副議長)
- 24日 本会議、議運
- 25日 三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会(議長)

3月

- 3日 本会議
- 4日 本会議
- 7日 本会議、議会改革特別委員会
- 9日 議運、各派
- 10日 本会議、予算決算委員会
- 11日 白子小学校体育館の完成を祝う会(議長・文教福祉委員長・関係議員)
鈴鹿市自衛隊・入校予定者激励会(議長)
- 12日 鈴鹿市体育協会ジュニア選手表彰式(副議長)
- 13日 第4回美し国三重市町対抗駅伝優勝における
表彰状伝達及び優勝報告会(議長)
- 14日 文教福祉委員会・予算決算委員会分科会
建設水道委員会・予算決算委員会分科会
- 15日 各派、総務委員会・予算決算委員会分科会
生活産業委員会・予算決算委員会分科会
- 16日 市立中学校卒業証書授与式(議員)
- 18日 市立小学校卒業証書授与式(議員)
鈴鹿短期大学学位授与式(議長)
- 19日 鈴鹿市体育功労者・生涯スポーツ功労者表彰(議長)
- 22日 各派、予算決算委員会
- 23日 議運、各派、市立幼稚園修了証書授与式(議員)
- 24日 本会議、全協、政調、広報
- 25日 鈴鹿商工会議所議員懇談会(議長)
鈴鹿市文化振興事業団理事会(副議長)
- 29日 鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会(関係議員)
- 30日 鈴鹿川沿岸土地改良区第57回通常総代会(議長)
鈴鹿市茶業組合通常総会(議長)

5・6月会議日程

※日程は変更される場合があります。

5月	17日(火)	10:00	本会議(臨時会)
	18日(水)	11:00	議会運営委員会
	18日(水)	13:00	本会議(臨時会)(本会議終了後 全員協議会)
	23日(月)	10:00	常任委員会〔文教福祉・建設水道〕
	26日(木)	10:00	議会運営委員会
6月	27日(金)	10:00	常任委員会〔総務・生活産業〕
	2日(木)	10:00	本会議(開会)(本会議終了後 議会運営委員会)
	9日(木)	10:00	本会議(代表質問)
	10日~14日(金~火)	10:00	本会議(一般質問)(11・12日休会)
	16日(木)	10:00	議会運営委員会
	17日(金)	10:00	本会議(質疑)(本会議終了後 予算決算委員会)
	20日(月)	10:00	常任委員会〔文教福祉・建設水道分科会〕
	21日(火)	10:00	常任委員会〔総務・生活産業分科会〕
	23日(木)	10:00	予算決算委員会
	27日(月)	10:00	議会運営委員会
	28日(火)	10:00	本会議(閉会)(本会議終了後 全員協議会)

議会史を販売しています。

平成16年までの鈴鹿市議会のあゆみがわかる書籍です。資料編・記述編を販売しております。購入御希望の方は議会事務局までご連絡ください。

テレビ中継のお知らせ

本会議の代表・一般質問を、CNSテレビ(デジタル122ch)で生放送します。放送時間は、午前10時(開会時間)から会議の終了までです。ぜひご覧ください。

市民のみなさんのご意見をお寄せください!

市議会だよりに対するあなたのご意見・ご提案・ご要望をお聞かせください。お寄せいただいたご意見は、今後の市議会だよりの発行の参考にさせていただきます。

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号鈴鹿市議会事務局

TEL 059-382-7600 FAX 059-382-4876

Eメール giji@city.suzuka.lg.jp

会議録のお知らせ

一般質問や議案質疑など本会議の詳しい内容については、会議録が閲覧できますのでご覧ください。3月定例会の会議録は、5月下旬に市立図書館及び各地区市民センターなどに配付予定です。また、鈴鹿市議会ホームページに、会議録検索システムを登載しています。各常任委員会の過去の委員会会議録も検索できるようになりました。本会議の会議録も検索できますのでご覧ください。

傍聴のご案内

本会議や常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び全員協議会は傍聴できます。日程は市役所の掲示板と市議会のホームページに掲載します。ただし、日時が変更になる場合がありますので、傍聴する場合は、事前に議会事務局へご確認ください。電話 382-7600